

紀の川市立中学校制服選定委員会設置要綱

令和7年1月10日

(設置)

第1条 紀の川市立中学校の新たな制服を選定するため、紀の川市立中学校制服選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、紀の川市中学校校長からの依頼により、新たな紀の川市立中学校の制服の選定を進める。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 紀の川市中学校校長
- (2) 紀の川市立小学校長の代表
- (3) 紀の川市立小中学校に在籍する児童生徒の保護者の代表
- (4) 紀の川市立中学校生徒指導の代表
- (5) その他委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から第2条に規定する事項に係る選定が終了するまでの間とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長は、委員の互選とする。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、最初に行われる会議の招集は、教育長が行う。

2 紀の川市教育委員会は、第2条に規定する事項に関して協議する必要がある事項が発生したときは、委員長に対し、協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めることができる。

3 委員長は、協議に必要がある場合に限り、参考人を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、紀の川市教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。